

現報譚から蘇生譚へ

——今昔物語集における読み替え——

宮 田 尚

一 説話集は一般的にいつて、先行資料に依存しながらそれを解体し、みずからの論理によって再構築するという方法をとる。『今昔物語集』も例外ではない。例外でないどころか、『今昔物語集』はきわめて積極的、かつ大胆に、解体と再構築とをおこなっている。

『今昔物語集』の解体と再構築とは、類をみない壮大な構想のためにあつた。天竺、震旦、本朝の三地域にわたる話を、それも仏教関係話だけでなく、いわゆる世俗話まで含めて体系化し、一話一話の配列にも目配りをした組織的な作品を組みあげようとの、高くかかげた理想にむかつて、解体と再構築とはおこなわれているのだ。

構想の実現には、とうぜん膨大な素材源を必要とする。だが、対象が広範囲におよぶだけに、素材源の確保は容易ではない。

むろん、構想の具体化は、すでに収集されていた相当量の資料を背景にすすめられたことであろう。資料的な裏付けをまったく欠いたまま、『今昔物語集』のような大規模な作品を編纂しようとの発想が出て来たとは考えにくい。

しかし、編集に着手するまでに確保されていたであろう資料のうち、現報譚から蘇生譚へ——今昔物語集における読み替え——

ちの、どの程度が、はたして『今昔物語集』の構想を生かすうえで有効であつたか。これは疑問だ。『今昔物語集』編纂の契機となり、それをうながした資料群と、策定された『今昔物語集』の構想を支えるにふさわしい資料群との間には、落差があつたようにおもわれる。

この点をうかがわせるのは、欠巻の存在だ。

周知のように巻八、一八、二二の三巻は欠巻である。そして巻八と巻一八とは、組織上、対応する関係にあるし、巻二も巻一、六、一一の三巻の冒頭と対応する関係にある。つまり、欠巻の三巻は『今昔物語集』の組織上、なくてはならない位置にある。にもかかわらず、これを欠巻のまま残さざるをえなかつたについては、対応の理由がなければなるまい。その理由とは、思うに、資料の不足である。それらの巻を、意になうかたちで形成しうる素材源が欠乏していたのだ。もちろん、不足が判明してから、手をこまねいていたわけではあるまい。とうぜん探索はおこなわれたことだろう。しかしついに、それらの巻を完成しうるだけの素材は発見できなかったのだ。

素材源の不足は、巻二一、二三、二五、三〇の四巻からみても

る。すなわち、これらの巻は他の巻に比して、所収話数が八話ないし一四話と、極端に少ない。個々の巻の事情については今はふれなければ、要するにこうした事實は、これらの巻の話数を満足させるだけの、素材の手当がつかなかったことを示しているにほかなるまい。

こうした状況の、結果はどうなるか、帰趨は、あきらかであろう。壮大な構想のもとに組織的な作品を組みあげようとしたものである以上、この不備は致命的な欠陥となる。補填不能だとわかった時点で、残された道はただひとつ。構想の放棄、そして編集の中断である。『今昔物語集』はおそらく、こうして未完のままにいついえ去ってしまったのだ。それは、構造的な欠陥のもたらしたとうぜんの帰結であり、自己矛盾の「悲劇」であった。

ともあれ、『今昔物語集』にとつて素材の不足は、いわば宿命的なものだ。壮大な構想をかかげた以上、それははじめからわかっている。そこで『今昔物語集』は、対策を講じた。入手済みの資料の有効利用だ。

たとえば震旦部での『冥報記』『三宝感应要略録』、あるいは本朝部での『日本靈異記』『本朝法華験記』『日本往生極楽記』などの利用率は、きわめて高い。利用率の高さはなによりも、これらの資料と、それを用いた『今昔物語集』の当該巻との、目指す方向の一致によるものであろう。

しかし、それだけではない。利用率の高さには、『今昔物語集』の側の意図的な資料操作、——いわゆる読み替えによるものも、なにほどか関与している。

念のためにいっておくが、読み替えは、『今昔物語集』の組織防衛のための、消極的な意味あいにおいてのみおこなわれているのではない。

個々のはなしのおおくは、平面体ではなく、多面体のごとき性質をもつ。光をあてる角度によつて、あるいは観察する位置によつて、色合いが異なり、印象が違つて来る。つまり、視点を変えることによつて、幾通りもの解釈が可能になるのだ。

『今昔物語集』は、はなしに本来そなわっているこのような性質を生かして、依拠文献の解釈にかならずしもとらわれることなく、あらたな意味、ないし側面を引き出しているのだ。積極的な活用といつてよいだろう。

二

『今昔物語集』の読み替えについては、本誌前号所載の論文で若干ふれた。^(註)例にあげたのは卷九の「震旦隋代人、得母成馬泣悲語」(九七)と、それに続く「震旦韋慶植、殺女子成羊泣悲語」(九八)の二話だ。

『冥報記』にもとづくこの両話は、本来、悪業の現報を説くものだ。すなわち前者は、息子の米を盗用した母が、その報いで没後、馬に転生し、それと知らない息子の呵責を受けるはなしであり、後者は父の財を盗用した娘が、やはりその罪報で羊に転生したうえ、そのことを知らない父に、あろうことか客の接待用として殺されてしまうはなしだ。『冥報記』ではもつぱら、現報のすさまじさを提

示することに主眼がおかれている。

とうぜんのことながら、この両話を引用したほとんどの文献は『冥報記』の立場を継承し、〈悪報〉あるいは〈宿業〉等として位置づけている。

ところが、『今昔物語集』だけは違う。右に示した標題にみられるように、主人公を女から男に変更した。この措置によって両話は、現報を主眼とするものから、眼前の畜生が肉親の転生したものと見抜けずに呵責を加えた息子、あるいは父の、対処の仕方の不当さを批判するものへと変貌した。

両話に付されている話末の評語も、つぎのように、その線から発せられている。

・此レヲ以テ思フニ、人ノ許ニ有ラム牛・馬・犬・鶏等、皆、前世ノ償フ所有テ来レル也ト疑テ、強ニ呵嘖ヲ不可加ザル也

(九一七)

・此レヲ以テ思フニ、飲食ニ依テノ咎也。然レバ、飲食ハ、少シ持隠シテ調ヘ可備キ也、心ニ任セテ、迷ヒ調ヘ不可備ス

(九一八)

『冥報記』では中心であったはずの、女たちの行為への批判は、ここではまったく影をひそめてしまっている。そこにあるのは、息子、あるいは父の対処の仕方の不適正さに対する批判だけだ。

評語は、はなしの本体をふまえて付される。したがって文言は、一見したところ、動物愛護や調理の心構えを説いているようにもみえる。

しかし、そうした文言の表面に惑わされてはなるまい。標題にそ

現報譚から蘇生譚へ——今昔物語集における読み替え——

つて解するならば、評語の本旨はあくまでも、因果の再生産を断ち切るべきだとの主張にあると察せられる。『今昔物語集』があらたに主人公に見たてた男たちは、不敏にして状況を察知しえず、因果の再生産に加担してしまつた。はなしの本体にやや引きずられすぎた気味はあるが、『今昔物語集』はこの点を批判しているのだ。

けれども考えてみれば、彼らを凡愚だと笑い捨てうる人は、そうおおくはあるまい。これらのはなしが鮮烈な印象をあたえるのは、題材の特異さに加えて、異常さのなかにひそんでいる普遍性に気付かされる、その意外性にもあるのではないか。

いずれにしても両話は、因果の巻としての巻九の、『場の論理』の支配下にあり、そしてそれを支えている。『今昔物語集』のこの部分には、盗みの罪にさいなまれる女たちの苦悩のはなしではなく、状況の理解できない男たちのはなしが、組織上必要だったのだ。

標題と評語との一致が示すように、『今昔物語集』の右の読み替えは、けつして誤解や錯覚によるものではない。それは編成上の要請にもとづくところの、すぐれて意図的な営為なのであった。

なお、九一七にみられるような、人の家に来た畜生が、罪を償うための肉親の生まれ変わりである可能性を指摘する例は、仏典にも、『今昔物語集』に先行する説話集にもあるし、また、『今昔物語集』のなかにもある。因果の報いを説く方法としては、格別めずらしいものではない。

『今昔物語集』が依拠資料をいかに読み替えたかの判断は、各話に付されている標題をおしておこなうべきである。これもすでに指摘したところだが、論者の読み判断をゆだねたのでは、客観性を欠くことにもなりかねない。

判断に客観性が求められるのは、『今昔物語集』に対してだけではない。依拠資料の側として同じことだ。そこで本稿では、『今昔物語集』と同じように各話に標題の付されている『日本霊異記』をとりあげ、『今昔物語集』の読み替えの実態を検証することにした。本題に入る前に、『日本霊異記』の標題の特色について、簡単にふれておく。

『日本霊異記』の各話に付されている標題は、ただ単に登場する人物や寺社等の固有名詞をかかげるだけの、索引的な標題ではない。はなしをふまえ、その内容に立ち入っている。つまり、『日本霊異記』の標題には、当該話のどのような側面を評価して定位させたかが示されているわけで、『今昔物語集』の読み替えの実態を検証するには好都合だ。

もつとも、はなしの内容に立ち入っているとはいっても、『日本霊異記』のそれは『今昔物語集』とはありようを異にしている。

『今昔物語集』の標題は、はなしの内容を〈だれ〉が〈どうした〉という主述のかたちに要約して示している。例外はむろんあるけれども、主流をなすのはこの型だ。人間を中心において、人と、その行為を語るという方向でまとめられている。

これに対して『日本霊異記』の標題は、いわゆる文形式（注）ではあるが主述のかたちをとらず、人物にもほとんど関心を示していない。そこではもつぱら、仏教的、あるいは反仏教的な営為を提示したうえで、その結果がどうなったかに言及するという方法がとられている。ただし、結果はかならずしも、営為ほどには具体的に示されない。出雲路修氏は結果の部分のこの提示の仕方を、「得現報」（注）「而現得善惡報」（注）「而現〇得惡〇報」（注）「示アヤシキ表」の四種に分類している。

『今昔物語集』と『日本霊異記』との標題の差は、それぞれの作品の志向の違いを投影したものだ。そしてそれらは、それぞれの作品の強い目的意識に裏打ちされている。

『日本霊異記』は「冥報記」の忠実な継承者だ。その書名が示すとおり、「現報善惡」を説こうとするところに作品の主眼がおかれている。主張を明確にするために、個々のはなしの標題にも、なるべく「現報」を掲げたかったのだ。文言としては「現報」の語のない「アヤシキ表」も、それが現報の一種であることはいうまでもない。

さて、『今昔物語集』は『日本霊異記』を素材として、その「現報」をいかに稀釈し、みずからの論理で組み立てなおしたか。巻二十第一五話から第一九話までの、五話の蘇生譚のばあいを例に、具体的にみていこう。

まず『今昔物語集』と、その典拠となった『日本霊異記』の当該話の標題を併記する。

今・撰津国殺牛人依放生力從冥途還話（二十一）

靈・依漢神崇殺牛七頭又修放生善以現得善惡現報縁（中5）

今・豊前国膳広国行冥途帰来語(二十16)

霊・非理奪他物為悪行受惡報示奇事縁(上30)

今・讚岐国人行冥途還来語(二十一17)

霊・依不布施与放生而現得善惡報縁(中16)

今・讚岐国女行冥途其魂還付他身語(二十一18)

霊・閻羅王使鬼受所召人之響而報恩縁(中25)

今・橘磐嶋路使不至冥途語(二十一19)

霊・閻羅王使鬼得所召人之依路以免縁(中24)

「從冥途還語」「行冥途其魂還付他身語」「不至冥途語」等の——線を付した文言が示すように、『今昔物語集』においてはこの五話が、蘇生譚を意図したものであることはあきらかだ。「現得善惡現報縁」や「受惡報示奇事縁」等の〈現報譚〉にもとづきながら、『今昔物語集』はそれを〈蘇生譚〉に読み替えている。『今昔物語集』の標題は、現報譚への訣別宣言であると同時に、蘇生譚への決意表明でもある。そう解釈すべきであろう。

卷二十に蘇生譚の話群を配置するにあたって、『今昔物語集』は資料を探索した。その結果、積極的にであったか消極的にであったか、ともあれ『日本霊異記』から、読み替え可能な素材として右の五話を選び取った。右の五話の定着の次第は、おそらくこうであらう。

『今昔物語集』には、卷一四にも『日本霊異記』にもとづいた蘇生譚がある。一四30・31の両話だ。これも読み替えによっている。

卷二十のばあいと同じように、両話の標題を併記する。

現報譚から蘇生譚へ——今昔物語集における読み替え——

今・大伴忍勝発願從冥途返語(一四30)

霊・用寺物復將写大般若經建願以現得善惡報縁(下23)

今・利刺女誦心經從冥途返語(一四31)

霊・憶持心經之女現至閻羅王闕示奇表縁(中19)

卷二十の蘇生譚は、放生、あるいは布施の功德による。それに對して、卷一四の蘇生譚は、大般若經、あるいは般若心經の靈験による。両群の区分は截然としている。同じ蘇生譚ではあっても、卷一四のそれと卷二十のそれとが交錯することはない。蘇生譚の素材を物色したときから、卷一四向きと卷二十向きとを求める目は違っていたはずなのだ。

卷二十の右の五話では、配列についても相応の意が払われているとみなければならぬ。たとえば、二十18・19の原話は『日本霊異記』でも連続しているのだが、『今昔物語集』はそれを連続させたままで、しかし順序は逆になっている。これはおそらく、次話との関連をにらみでの措置だ。二十19では、閻羅王の使いの鬼に路として牛を提供している。「依惡業受牛身語」を主題とする二十20・21を呼び出すはなしとして、なろうことなら牛がらみのはなしが欲しい。そこで『日本霊異記』中24が、二十19の素材として選ばれたのだ。

四

二十15・17の両話の原話の標題に示されている所業の結果は、「現得善惡現報縁」(中5)であり、「現得善惡報縁」(中16)である。一人の人物に善惡の両業があり、善報と惡報とのせめぎあいの結果、

善報が悪報に勝ったはなしだと、標題は両話をとらえているわけだ。

はなしの本体も、標題の示唆するところと一致する。すなわち前者は、冥神を祭るために七年間、毎年一頭ずつ牛を殺した男が、その罪で冥界に召されたのだが、殺生を反省して実施した放生の功德で、生き返ることを許される。また後者は、年老いた貧者に食物の施しをするのを拒んだ男が、その報いで冥界に召されたものの、やはり放生の功德で生き返ることを許される。いずれも、標題の設定に無理はない。両話とともに、善業としての放生のすすめを意図したものだ。

標題の趣旨は、話末に付されている説示にも生かされている。両話がそこで説いているのは、放生の功德だ。中16のばあいでは例示すると、つぎのとおり。

生を放ち、命を讀ふ報は、返りて救ひ翼け、施さぬ報は、返りて飢渴せしむ。善惡の報无きに非ず。

(全集本『日本靈異記』の釈文による)

『今昔物語集』二十15・17の両話は、このような『日本靈異記』の善報譚を蘇生譚に読み替えたものだ。蘇生は、善業としての放生の結果であり、放生と蘇生とは不可分の関係にある。したがって、ここでの読み替えは容易だ。因としての放生から果としての蘇生に、読みの重心を移行するだけで達せられる。ことさら読み替えというものはばかられるほどの、程度の軽い読み替えだ。

しかし、たとえ程度は軽くとも、これが読み替えであることに変わりはない。『日本靈異記』中5・16にあつて、放生は目的そのものであつた。ところが『今昔物語集』二十15・17では放生は、蘇生へ

の一階梯でしかない。それが意図されたものであるのかどうかはともかく、少なくとも蘇生を前面に出すことによって、放生は目的から手段へと押しやられ、はなしの性格に質的な変化が生じたことは否定できない。

たしかに『今昔物語集』は、話末評語で放生の功德を説いてはいない。けれども、たとえ、

然バ、人ニ食ヲ施スル功德量無シ。又、不施ザル罪如此シ。又、放生功德此ク責カリケル(二十17)

と、原話の姿勢を踏襲した文言を付してみても、また、然バ、放生ハ心有ラム人ノ專可行キ事也(二十15)

と、原話にない文言を付加して放生の功德を強調してみても、『今昔物語集』の両話にあつて放生は目的とはなりえない。あえていえば、『今昔物語集』の読み替えは、原話の質的な変更をも辞さない構えで臨んだものだった、ということになるうか。

なお、二十17について付言しておきたい。二十17の本文には、原話の改変がある。本稿で問題にしようとする読み替えとは直接関係のない、誤解にもとづくものようだが、大系本の注や、全集本の注および現代語訳は、『今昔物語集』の改変に振り回されている。

原話で徴するに、これは本来、施に対する主従の対応の違いを軸として展開するはなしだ。前半部では施が、そして後半部では放生が話題の中心になっている。

今少し具体的にいうと、前半部の中心人物は、食物の施を積極的にすすめるようにする主家の妻と、施を拒む使人だ。主家の妻は老人たちへの施を提案し、彼女の夫はそれを支持する。ところが、使人

の中に施を忌避する者がいて、施を強要されることの非を主人に訴える。

後半部は一転して、施を拒んだ使人を中心にはなしが展開する。彼は釣人ともなつて海に行き、釣りあげられた蠟を買ひ取つて放生する。その功德で彼は没後、生き返ることを許されるのだが、その時冥界には、主家の妻の住むべき金の宮が用意されていることを知る。施の功德だ。

要するに、『日本霊異記』中16は二重構造になつていて、前半部にも後半部にも、一組の夫婦が登場する。そして彼らは、いずれも使人をしたがえている。しかも、類似した組み立てであるうえに、前半部では使人であつた人物が、後半部では使人をしたがえた主人として登場する。いかにもまぎわらしい構造なのだ。

『日本霊異記』中16を導入するに際して、『今昔物語集』はどうやら、この構造に惑わされたようだ。前半部はじつは、施を積極的にすすめた家主の妻の善業を称揚すると同時に、後半部で中心人物になる使人の、不布施の罪を引き出すために用意されている。この点に気付かぬまま、前半部の主人と、後半部の主人とを同一人物と誤認し、それを強化するために、

- ・家主此ヲ見、釣人ニ云ク
- ・家主釣人ニ教ヘテ云ク

と、二度にわたつて原話にない〈家主〉を補入してしまつた。

しかし、前半部に登場する主人は妻の提案を受け入れて、施を容認している。彼に不布施の罪はない。

同一人物が善悪の両業をおこなうからこそ、『日本霊異記』の標
現報譚から蘇生譚へ——今昔物語集における読み替え——

題のいう「現得善惡報緣」はなりたつのだ。悪業を犯していない前半部の主人が放生をしたとする『今昔物語集』は、解釈を誤まつている。

大系本も全集本も、冥界で金の宮の説明を受ける部分の、「此ハ汝が家主ノ生レムト為ル宮也」の〈家主〉に対する注、あるいは現代語訳等で、施をすすめた人物と放生をした人物とを夫婦だと解しているが、これは訂正されるべきである。少なくとも、『霊異記』からの逸脱については、なんらかの言及があつてしかるべきであつた。

五

さきにふれた九七・一八がそうであつたように、読み替えは主として、主人公を変更するという方法でおこなわれる。そして主人公の変更は、標題によつておこなわれる。二十一六・一八・一九のばあいもそうだ。

標題は編者が、当該話をいかに読んだかの証明であると同時に、いかに読ませようとしているかの指針でもある。『日本霊異記』でも『今昔物語集』でも、この点に変わりはない。

具体的にみよう。二十一六の原話に付されている標題は、『日本霊異記』でもっとも一般的な形式だ。主人公の所業を示したうえで、彼がいかなる報をうけたかを語る方法がもちいられている。そこに主人公を意味する語はない。

しかし、はなしの本体を読めば、標題にかかけられているところ

の、理不尽に他人の物を奪い取るなどの悪業をはたらき、その結果として冥界で責苦をうけている人物とは、膳広国の父だとわかる。

この点に疑問をはさむ余地はない。つまり、標題をとおしてみるかぎり、『日本霊異記』上30は、膳広国の父を主人公として定位させたものであることがあきらかなのだ。

ところが、これを受けた『今昔物語集』二十十六は、広国の父を主役の座からはずした。あらたに主役に見たてたのは、父の責苦の現認者であり、証言者でもある広国だ。

表現の細部はともかく、『日本霊異記』上30も『今昔物語集』二十十六も、はなし本体の大筋に違いはない。両者はともに、広国の動きを軸にして展開している。要約すれば、およそつぎのようになる。

亡妻の訴えで冥界に召されたものの、審問の結果無事だと認定された広国は、娑婆にもどることを許される。帰還にさきだつて、冥界での父の状況を見つめる機会を得た彼は、責苦にさいなまれた父から救済を求められる。蘇生後、広国は父のために、ひたすら造仏や写経にはげむ。

二十十六が広国を主人公に見たてたことには、もんだいがないどころか、むしろその方に妥当性がある。広国は、けつして脇役ではない。加えて広国には、幼時に観音経の写経をしたという実績もあり、蘇生譚としての要件も整っている。

ちなみに、金沢文庫本『観音利益集』所収の類話は写経の部分に焦点をあわせて、これを観音の靈験譚として扱っている。主人公は、とうぜん広国だ。

主人公を変更することによって、現報譚を蘇生譚に移行させた二

十十六はしかし、現報譚としての色あいを、完全に払拭しきっていない。移行措置の、いわば揺り戻し現象とでもいおうか、評語に、

人此ヲ知テ、悪ヲ止テ善ヲ可修シ

との、広国の父を念頭においたとみられる文言を付加している。編者の意識の中には、脇に押しやったはずの広国の父の姿が、なお残存していたようだ。

しかし、これはあくまでも、現報譚の痕跡にすぎない。たとえ広国の父を想定した文言が配してあつたとしても、また、それが原話の説示を踏み出したものであつたとしても、そのことをもつて、二十十六を現報譚とみなすわけにはいかない。評語は、標題を越えるものではないからである。

標題は当該話を規定し、規制する。それに対して評語は、当該話に付随する。評語は、はなしの本体に振り回されてあらぬ方向に向かったり、標題とはなし本体との調整をはかつて辻褄あわせをしたりすることはあつても、当該話を支配、領導することはない。

六

二十十八・十九の原話の標題には、主人公が示されている。『日本霊異記』にあつては、少数派に属する形式だ。ただし、主人公は人間ではない。両話ともに〈閻羅王使鬼〉だ。

閻羅王の命を受けて、人間を拉致するために娑婆に來た鬼が、目ざす相手の嚮応を受けて気が変わり、見返りとして別人を拉致するというのが、両話に共通した筋書だ。

饗応は、いずれも食物による。食物を目的あたりにしたとき、あるいは空腹が極限に達したとき、鬼はおのれの職分を忘れて饗応を求め、人間はそれに応じる。鬼は、人間のこうした対応に恩義を感じるのだ。

『日本霊異記』の標題にしたがえば、二十18・19の原話は、閻羅王の使いの鬼でさえも恩義には心動かしてそれに報いるという、一種の報恩譚としての現報譚を意図したものであることが知られる。

後者は、別人が拉致されたことにより、饗応した当人は天寿を全うする。ところが前者は、そう単純にはことが運ばない。これが現報譚であることについては、若干の注釈を必要とする。

二十18の原話である中25は、全体としてみると、通常の現報譚だとはいいがたい。標題には鬼の報恩による現報譚である旨が示されているのだが、それがあてはまるのは前半のごく一部、すなわち、鬼に饗応して冥界に拉致されることをまぬがれた山田郡の衣女に關する部分だけだ。しかも彼女は、いったん拉致をまぬかれはしたものの、けっきょく召喚されてしまう。身替りをたてようとした鬼の計画が、閻羅王に見破られたのだ。鬼の報恩もここまで。饗応の効果は、この段階で消滅する。

後半部は、濡れ衣で冥界に送り込まれた鵜垂郡の衣女を中心に展開する。蘇生した彼女の魂は、自分の骸がすでに焼かれていたために、やむなく山田郡の衣女の肉体に宿る。そして二組の父母と、二家分の財産とを領有することになる。

一見、彼女は果報を得たかのようにみえる。だが、これは果報ではない。鵜垂郡の衣女には、果報を受けるべき因がないのだ。した

現報譚から蘇生譚へ——今昔物語集における読み替え——

がつて、ここをもつて現報譚というわけにはいかない。

因を作った山田郡の衣女に対する現報は、不発だったけれども、すでに一応作動している。一方の、果報を得たかみえる鵜垂郡の衣女には、その因がない。

編者景戒にも、二人の衣女に関するこのはなしを、現報譚として定位させるのが無理筋であることはわかっていたようだ。しかし、彼は無理を承知で、あえて〈部分〉を評価した。彼に決断をうながしたのは、ひとつには、前話との関連において、鬼の報恩による現報譚がほしいという事情であつたらう。そして、いまひとつには、蘇生した魂が他人の肉体に宿るといふ、意表をついた題材のおもしろさであつたらう。

ともあれ景戒は、このはなしを採用した。その際彼は、現報譚としての不備不足を補うために、話末の説示に次の文言を配した。

饗を備け、鬼に賂するに、此の功虚しきに非ず。凡そ物有る者は、猶し賂し饗すべし。

留意すべきは、二個所の——線をほどきした部分だ。これは饗応の効がむなしかつたことを前提とした発言だ。むなしかつたことをひとたびは認めたくらうで、別のいいかたをすれば、本来の意味あいにおいて現報譚だとはいいがたいと認めたくらうで、なおかつ饗応を奨励している。屈折した発言だ。現報譚だとの認定にためらいがあつたことを、これは示しているにほかならまい。

饗応の効がないことを認めたのは、いうまでもなく山田郡の衣女が、けっきょくは冥界に召喚されてしまったからだ。しかし、にもかかわらずこのはなしを現報譚だと判断したのは、思うに、彼女の

父母に、現報の受け手としての立場を認めただからだ。

善報であれ悪報であれ、報は本来、因をなした本人が受けるべきものだ。その意味でこれは、通常の現報譚ではない。しかし、たとえ他人の魂が宿った肉体ではあるにせよ、娘が復活したことは山田郡の衣女の父母にとって喜びであるはずだ。そして、復活はとうぜん、饗応の効果だ。景戒は、こう判断したのであろう。げんに「凡そ物有る者は、猶し賂し饗すべし」との文言は、山田郡の衣女の側に立って発せられたものだ。鵜垂郡の衣女の側からは、この発想はけつして出て来ない。

いささか無理筋の現報譚は、山田郡の衣女の父母に現報の受け手の代理をさせることで、とにもかくにも体裁を整えることができたのだ。標題を補う説示が配されている背景は、おそらくこのような次第であつたらう。

七

『日本霊異記』中25・24を受けた『今昔物語集』二十18・19は、主人公をそれぞれ、「閻羅王使鬼」から「讃岐国女」(二十18)、あるいは「橘磐嶋」(二十19)に置き換えた。この措置によって、現報譚は蘇生譚に移行した。

二十19の読み替えは、すんなりとおこなわれている。橘磐嶋は饗応の報によって冥界に召されることをまぬかれ、天寿をまっとうする。標題の示すとおりだ。評語も、標題と呼応して蘇生譚であることを——、正確にいうと、冥界に行かずにすんだそのわけを説明

している。

それに対して一方の二十18には、いったん冥界に召された人物が復活するという点で蘇生譚とはいいうるだろうが、そこに因はない。本来的な意味においての蘇生譚とはなっていないのだ。景戒も当惑した素材の印象の強さに引きずられてしまっている、ということになるうか。

二十18の標題は「讃岐国女行冥途其魂還付他身語」である。冥界から帰還した魂が他人の肉体に宿ったはなしだという了解で、このはなしは設定されている。標題にいう「魂」の主は、いうまでもなく鵜足郡の女だ。山田郡の女は、やはり標題の文言でいえば「他身」にすぎない。鵜足郡の女と山田郡の女との立場の差は、歴然としている。主客の転倒である。

標題に示された『今昔物語集』の認識は、評語にも生かされている。評語は、次の二文からなる。

①饗ヲ備テ鬼ヲ賂フ、此レ空シキ功ニ非ズ。其二依テ、此レ有ル事也。

②人死タリト云フトモ、葬スル事不可忿ズ。万ガ一二モ、自然ラ此ル事有也。

①は『日本霊異記』の評をそのまま継承したものだ。これが山田郡の女に対するものであることについては、右に述べた。山田郡の女を中心にした『霊異記』から踏み出して、鵜足郡の女を主人公にすえた以上、これは継承すべきではなかった。にもかかわらずこれを残したのは、因を求めたいと思ひではなかったか。

②は、『今昔物語集』があらたに付加した評語だ。万が一にも蘇生の可能性がある以上、葬を急いではならぬとの発想は、〈不完全なる蘇生〉しか遂げられなかった鶴足郡の女の側からのものだ。葬を急いだことへの批判と背中合わせに、蘇りが得られたことへの安堵感がここにある。

小泉道氏は二十十八の評語をふまえて、「編者の説話のよみの深さを物語るもの」だとしている。^(注4)しかし、わたしにはこれは、読みの深さというよりは、蘇生譚へのあせりのようにみえる。

自らの蘇生を予想して、死後の一定期間は骸をそのままにしておくようにと、主人公が遺言する例は何話もある。けれども、評語で葬を急ぐなど指摘した例はない。②はまさしく、二十十八に固有の、はなしの本体に密着した評語なのだ。角度を変えていえば、それだけこの評語には、二十十八を現報譚から蘇生譚へ移行させたいの思いが込められているということでもある。

注1 『今昔物語集』卷七第一話の錯誤から 93・11

注2 八木毅『日本靈異記の研究』風間書房 76・1

注3 出雲路修「日本国現報善悪靈異記」の編集意識(下)『

国語国文 73・2 (『説話集の世界』岩波書房 88・9に収録)

注4 「説話の享受」国語国文 69・11